

第53期 令和2年度第6回

香川地方最低賃金審議会

会議次第

令和2年11月25日(水)  
高松サンポート合同庁舎北館702会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度最低賃金の改正状況について

(2) その他

3 閉 会

# 第53期 令和2年度第6回 香川地方最低賃金審議会

## 資料目次

- 資料No.1 香川県の最低賃金
- 資料No.2 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料No.3 令和2年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.4－1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）
- 資料No.4－2 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）
- 資料No.5－1 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 資料No.5－2 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No.5－3 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No.5－4 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No.5－5 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No.6 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No.7 すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました
- 資料No.8 「香川県最低賃金」を時間額820円に改正
- 資料No.9 厚生労働省作成パンフレット「守ってね！最低賃金。」
- 資料No.10 香川県の特定最低賃金の改正決定（発効）について

## 守ってね！最低賃金

資料No.1

# 香川県の最低賃金

### ◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	820円	令和2年10月1日

### ◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	821円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和2年12月15日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く)	943円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	956円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	886円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和2年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

#### 【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

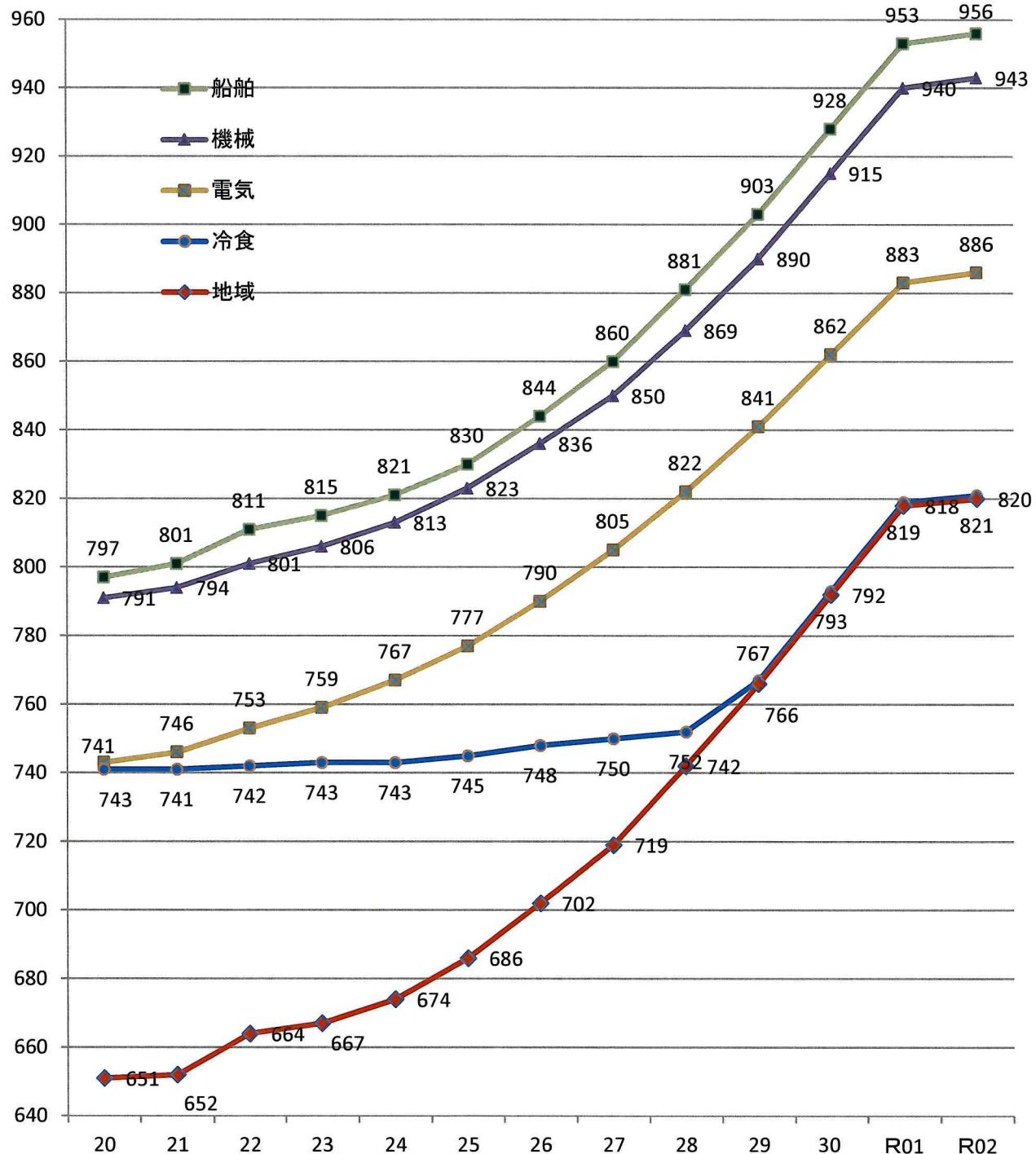
・丸亀 0877-22-6244

・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138

・東かがわ 0879-25-3137

## 香川県の特定最低賃金の推移



年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02
船舶	797	801	811	815	821	830	844	860	881	903	928	953	956
機械	791	794	801	806	813	823	836	850	869	890	915	940	943
電気	743	746	753	759	767	777	790	805	822	841	862	883	886
冷食	741	741	742	743	743	745	748	750	752	767	793	819	821
地域	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820

# 令和2年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No.3

香川労働局

区分	開催月日と主な議題			
香川地方 最低賃金審議会	<p>① 令和2年6月30日 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議</p> <p>② 令和2年7月22日 ・参考人意見聴取 ・今後の審議日程</p> <p>③ 令和2年7月31日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程</p> <p>④ 令和2年8月5日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額820円(+2円、0.24%アップ) ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃の改正諮問</p>			
31.4.21 委員委嘱	<p>⑤ 令和2年8月21日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・2.8.5付け答申どおり 決定することが適当との答申</p> <p>⑥ 令和2年11月25日 ・香川県及び全国の地域別最 賃、特定最賃の改正状況報告</p> <p>⑦ 令和3年3月18日(予定) ・令和3年度特定最賃改正等 の意向確認 ・令和3年度審議の進め方等 (案)の審議</p>			
運営小委員会 2.6.30 委員指名	<p>① 令和2年7月31日 ・特定(冷食、機械、船舶、電 気)最賃改正の必要性の有無 審議</p>			
公益委員会				
実地視察				
香川県最低賃金 2.7.15 委員委嘱	<p>① 令和2年7月22日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・生活保護関連資料説明 ・今後の審議日程</p> <p>② 令和2年7月31日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議</p> <p>③ 令和2年8月4日 ・金額審議</p> <p>④ 令和2年8月5日 ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容、時間額820円 (+2円、0.24%アップ) 令和2年10月1日効力発生</p>			
専門会 冷凍調理食品製造業最低賃金 2.8.21 委員委嘱	<p>① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名</p> <p>② 令和2年10月5日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議</p> <p>③ 令和2年10月8日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額821円 (+2円 0.24%アップ) 令和2.12.15 指定日発効</p>			
門 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 2.8.21 委員委嘱	<p>① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名</p> <p>② 令和2年9月29日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議</p> <p>③ 令和2年10月6日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額943円 (+3円 0.32%アップ) 令和2.12.15 指定日発効</p>			
部 船舶製造・修理業、船用機低賃金 2.8.21 委員委嘱	<p>① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名</p> <p>② 令和2年10月1日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議</p> <p>③ 令和2年10月9日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額956円 (+3円 0.31%アップ) 令和2.12.15 指定日発効</p>			
会 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 2.8.21 委員委嘱	<p>① 令和2年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名</p> <p>② 令和2年10月2日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議</p> <p>③ 令和2年10月5日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額886円 (+3円 0.34%アップ) 令和2.12.15 指定日発効</p>			
2.8.21 委員委嘱				



資料No.4-1

令和2年8月5日

香川労働局長  
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田潤子



#### 香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月30日付け香労発基0630第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額792円）は、平成30年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

## 香川県最低賃金

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 820円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり

## 香川県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発 効 日 平成30年10月1日

### 2 生活保護

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

平成30年度

- (3) 生活保護水準（平成30年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+冬季加算+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92, 384円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

#### （註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 792\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 112,597\text{円} \end{aligned}$$



資料No.4-2

令和2年8月21日

香川労働局長  
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



### 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和2年8月21日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンからの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適當である。



資料No.5-1

令和2年8月5日

香川労働局長  
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



### 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

令和2年10月5日

香川労働局長  
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田 潤子



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に  
達したので答申する。

## 別 紙

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 886円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）

令和2年10月5日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

門 裕介

笠居佐都美

春日川路子

土田和樹

木下和洋

柴田潤子

真鍋貴光

窪田伸一

## 別 紙

### 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

香川県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は貯いの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 886円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



資料No.5-3

令和2年10月6日

香川労働局長  
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田潤子



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達  
したので答申する。

## 別 紙

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1） 18歳未満又は65歳以上の者

（2） 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

（3） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 943円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）

令和2年10月6日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 籠池 信宏

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

末沢 章伸

川西 英忠

柴田 潤子

中村 亨

近澤 亨

高塚 順子

山中 功

村上 康裕

## 別 紙

### 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

香川県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 943 円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



資料No.5-4

令和2年10月8日

香川労働局長  
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田潤子



### 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基 0805 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

## 別 紙

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃額

1時間 821円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）

令和2年10月8日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 高塚順子

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池信宏

大島幹敏

濱田徹

春日川路子

國方利泰

増田浩

高塚順子

大尾幸司

横山正久

## 別 紙

### 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

香川県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1） 18歳未満又は65歳以上の者

（2） 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3） 次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付け又は雑役の業務

　ロ 手作業による原料の前処理の業務

　ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 821円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）



資料No.5-5

令和2年10月9日

香川労働局長  
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田 潤子



香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業  
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達  
したので答申する。

## 別 紙

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 956 円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）

令和2年10月9日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業  
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

和 泉 洋

家 田 卓 宏

籠 池 信 宏

立 石 猛

篠 原 敬 周

柴 田 潤 子

中 原 純 平

山 脇 文 隆

## 別 紙

### 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

香川県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 956 円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）

## 特定最低賃金対象業種の状況

資料No.6

### 1 適用事業場数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食	24	24	52	47	47	48	49	50	50
機械	300	291	281	339	338	341	337	330	327
船舶	210	200	211	158	169	201	199	133	134
電気	119	115	122	145	145	129	130	131	130

### 2 基幹労働者数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食	909	901	1,691	1,523	1,438	1,600	1,886	1,987	1,989
機械	6,503	5,619	5,509	6,268	6,274	6,735	6,663	6,078	6,048
船舶	3,688	4,046	4,320	4,471	4,430	4,308	4,310	3,587	3,576
電気	2,841	2,751	3,119	4,203	5,144	5,421	4,278	5,061	5,060

### 3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食		521	502	496	593	651	607	616	581
機械	2,115	2,197	2,455	2,640	2,731	2,774	2,708	2,693	2,700
船舶	2,311	2,154	1,760	1,764	2,025	2,057	2,060	2,019	2,015
電気	2,124	2,100	2,009	1,938	1,971	1,835	1,827	1,919	1,938

### 4 影響率(( )内は未満率)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
県最賃	2.0% (1.3%)	1.7% (0.8%)	3.5% (0.5%)	2.8% (1.7%)	4.5% (1.2%)	6.6% (1.1%)	6.5% (1.6%)	8.1% (1.0%)	2.4% (1.3%)

### 基幹労働者

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食		6.4% (5.9%)	6.6% (6.4%)	3.5% (3.0%)	6.0% (4.1%)	5.6% (2.7%)	6.7% (2.1%)	13.6% (5.2%)	10.6% (4.4%)
機械	3.5% (2.9%)	4.3% (3.9%)	4.0% (3.2%)	3.1% (2.6%)	4.7% (3.2%)	6.5% (3.9%)	3.5% (1.9%)	6.3% (3.2%)	8.0% (5.2%)
船舶	4.0% (2.6%)	2.8% (2.2%)	5.0% (2.5%)	4.9% (1.3%)	4.1% (3.9%)	7.5% (3.9%)	5.6% (2.7%)	5.2% (3.6%)	2.9% (2.9%)
電気	6.7% (5.7%)	2.9% (2.9%)	4.9% (2.5%)	8.0% (1.6%)	7.3% (4.8%)	9.4% (6.4%)	5.0% (2.7%)	15.6% (10.1%)	8.5% (5.1%)

### 5 中位数(単位円)全労働者

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷食	867	857	888	877	978	897	946	963	970
機械	1,266	1,283	1,249	1,282	1,351	1,309	1,313	1,307	1,316
船舶	1,455	1,406	1,392	1,313	1,470	1,350	1,440	1,455	1,461
電気	1,152	1,181	1,190	1,196	1,275	1,243	1,220	1,255	1,190

\* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

### 6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
中賃目安 (Cランク)	4	10	14	16	22	24	25	26	—
目安 上積額	+3	+2	+2	+1	+1	±0	+1	±0	+2
県最賃	7	12	16	17	23	24	26	26	2
冷食	0	2	3	2	2	15	26	26	2
機械	7	10	13	14	19	21	25	25	3
船舶	6	9	14	16	21	22	25	25	3
電気	8	10	13	15	17	19	21	21	3

令和2年8月21日（金）

**照会先**

労働基準局賃金課

課長 大塚 弘満

副主任中央 水島 康雄

賃金指導官

（代表） 03-5253-1111

（内線5531、5546）

報道関係者 各位

# すべての都道府県で地域別最低賃金の 答申がなされました

～40県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は902円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日までに答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」という。）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

## 令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ  
(引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県)

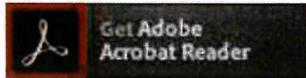
改定後の全国加重平均額は902円（昨年度901円）

最高額（1,013円）と最低額（792円）の金額差は、221円（昨年度は223円）

最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は78.0%）

 [\(別紙\) 令和2年度地域別最低賃金額答申状況 \(PDF : 129KB\)](#) 

 [\(参考\) 地域別最低賃金の改正手続の流れ \(PDF : 46KB\)](#) 



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 ※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 ※2)
北海道	C	861	( 861 )	- (※3)
青森	D	793	( 790 )	3
岩手	D	793	( 790 )	3
宮城	C	825	( 824 )	1
秋田	D	792	( 790 )	2
山形	D	793	( 790 )	3
福島	D	800	( 798 )	2
茨城	B	851	( 849 )	2
栃木	B	854	( 853 )	1
群馬	C	837	( 835 )	2
埼玉	A	928	( 926 )	2
千葉	A	925	( 923 )	2
東京	A	1,013	( 1013 )	-
神奈川	A	1,012	( 1011 )	1
新潟	C	831	( 830 )	1
富山	B	849	( 848 )	1
石川	C	833	( 832 )	1
福井	C	830	( 829 )	1
山梨	B	838	( 837 )	1
長野	B	849	( 848 )	1
岐阜	C	852	( 851 )	1
静岡	B	885	( 885 )	-
愛知	A	927	( 926 )	1
三重	B	874	( 873 )	1
滋賀	B	868	( 866 )	2
京都	B	909	( 908 )	-
大阪	A	964	( 964 )	-
兵庫	B	900	( 899 )	1
奈良	C	838	( 837 )	1
和歌山	C	831	( 830 )	1
鳥取	D	792	( 790 )	2
島根	D	792	( 790 )	2
岡山	C	834	( 833 )	1
広島	B	871	( 871 )	-
山口	C	829	( 828 )	-
徳島	C	796	( 793 )	3
香川	C	820	( 818 )	2
愛媛	D	793	( 790 )	3
高知	D	792	( 790 )	2
福岡	C	842	( 841 )	1
佐賀	D	792	( 790 )	2
長崎	D	793	( 790 )	3
熊本	D	793	( 790 )	3
大分	D	792	( 790 )	2
宮崎	D	793	( 790 )	3
鹿児島	D	793	( 790 )	3
沖縄	D	792	( 790 )	2
全国加重平均		902	( 901 )	1

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

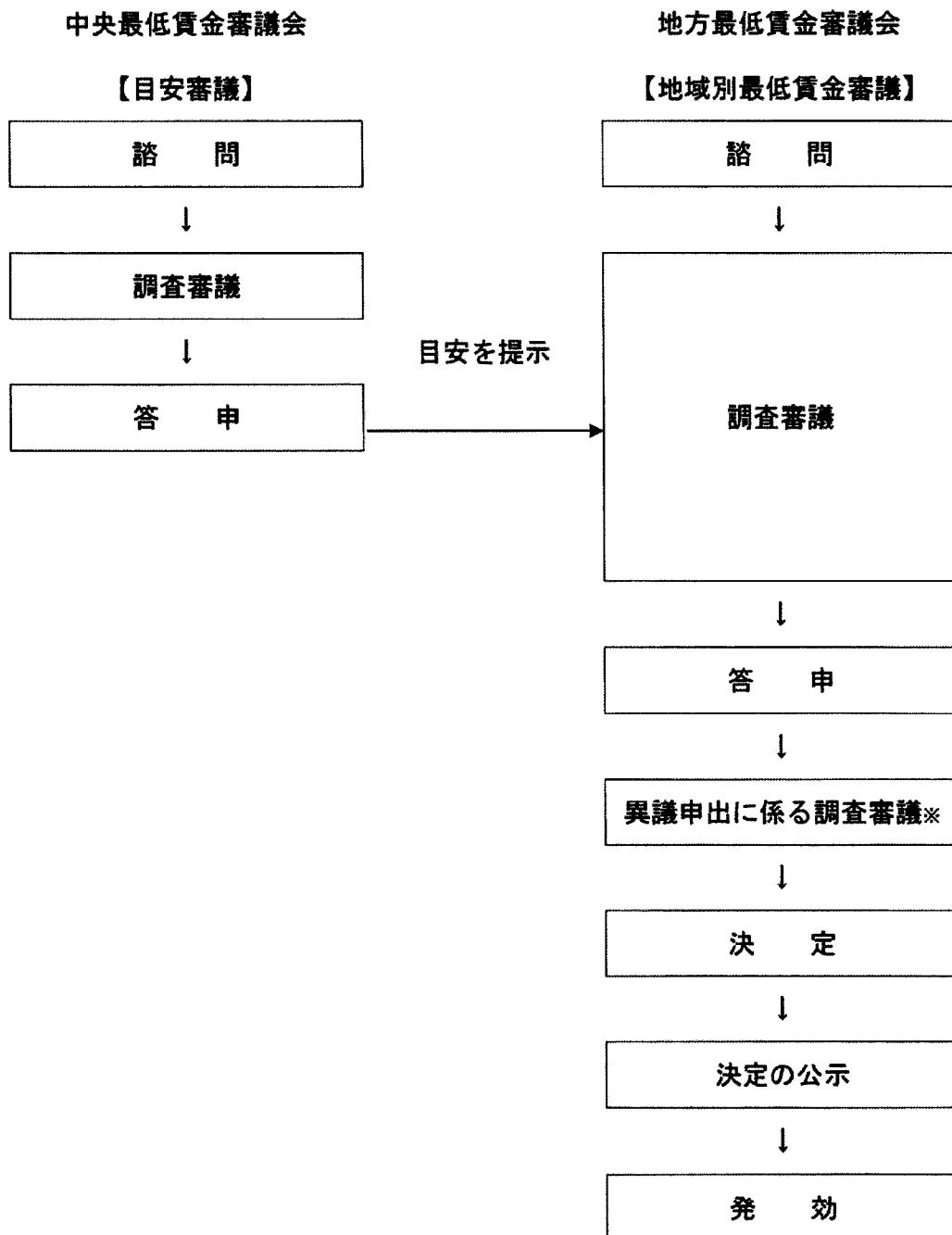
→ 10月9日

→ 10月3日

→ 10月4日

(参考)

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

## 香川労働局発表

令和2年9月28日

報道関係者各位

担当  
当

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 松尾 武司

室長補佐 植田 泰明

【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

## 「香川県最低賃金」を時間額820円に改正

—令和2年10月1日より効力発生—

香川労働局（局長 本間 ほんま ゆきてる 之輝）は、令和2年8月21日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 柴田潤子 しばたじゅんこ 氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「時間額820円」に改正決定し、令和2年9月1日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、10月1日（木）より効力が発生します。

香川労働局では、改正された最低賃金額の周知徹底を図るとともに、引き続き中小企業・小規模事業場に対する支援を進めていくこととしています。

### <香川県最低賃金の改正答申の概要>

- 1 適用する地域：香川県全域
- 2 適用する使用者：香川県内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者：上記の使用者に雇用される労働者
- 4 最低賃金額：時間額820円（現行 時間額818円）
- 5 効力発生の日：令和2年10月1日

<経過>

香川地方最低賃金審議会は、令和2年6月30日に香川労働局長から諮問を受けて、改正に係る審議を重ねてきました。

8月5日に開かれた同審議会において、香川県最低賃金を2円引き上げて時間額820円とすることが適当との答申が行われました。

この答申に対して、8月20日までに異議の申出がなされ、同審議会において、8月21日、異議の取扱いについての審議が行われ、審議の結果、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論に至り、同日、同審議会から香川労働局長へ最終答申がなされました。

これを受け、香川労働局長は、最終答申どおりの内容で令和2年9月1日付けの官報に公示しました。その結果、最低賃金法第14条第2項の規定により、官報の公示から30日後である令和2年10月1日より香川県最低賃金が時間額820円となります。

<参考>

	時間額	効力発生日
答申内容	820円	令和2年10月1日
現 行 (A)	818円	令和元年10月1日
引上げ額 (B)	2円	
引上げ率	0.24%	= (B) ÷ (A) × 100

<添付資料>

別紙1 最低賃金制度の概要等

別紙2 四国各県の地域別最低賃金の推移

別紙3 リーフレット

## 最低賃金制度の概要等

### 1 最低賃金制度の概要

#### (1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

#### (2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

#### (3) 最低賃金の決定等

- ① 最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、  
⑦地域における労働者の生計費及び①賃金並びに⑦通常の事業の賃金支払い能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、⑦を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。
- ② 最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。
- ③ 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。
- ④ 最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受け調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

### 2 今回の改正決定について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額818円を2円引き上げるもので、これは、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、平成14年度(0円)、平成15～16年度(1円)、平成21年度(1円)に次いで低い。平成28年度～令和元年度は、20円超えで引き上げていた。

**四国各県の地域別最低賃金の推移**  
(平成3年度～令和2年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	引上額	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
3	日 額	3,983	4.93	187	3,981	4.87	3,982	4.90	3,981	4.87
	時 間 額	499	5.05	24	498	4.84	498	4.84	498	4.84
4	日 額	4,152	4.24	169	4,151	4.27	4,152	4.27	4,150	4.25
	時 間 額	520	4.21	21	520	4.42	520	4.42	520	4.42
5	日 額	4,283	3.16	131	4,282	3.16	4,283	3.16	4,281	3.16
	時 間 額	537	3.27	17	536	3.08	536	3.08	536	3.08
6	日 額	4,388	2.45	105	4,385	2.41	4,386	2.40	4,383	2.38
	時 間 額	550	2.42	13	550	2.61	550	2.61	550	2.61
7	日 額	4,497	2.48	109	4,485	2.28	4,486	2.28	4,483	2.28
	時 間 額	565	2.73	15	563	2.36	563	2.36	562	2.18
8	日 額	4,599	2.27	102	4,581	2.14	4,582	2.14	4,578	2.12
	時 間 額	577	2.12	12	574	1.95	574	1.95	573	1.96
9	日 額	4,709	2.39	110	4,684	2.25	4,685	2.25	4,680	2.23
	時 間 額	590	2.25	13	588	2.44	588	2.44	585	2.09
10	日 額	4,802	1.97	93	4,770	1.84	4,770	1.81	4,764	1.79
	時 間 額	602	2.03	12	597	1.53	597	1.53	596	1.88
11	日 額	4,849	0.98	47	4,813	0.90	4,813	0.90	4,807	0.90
	時 間 額	608	1.00	6	602	0.84	602	0.84	601	0.84
12	日 額	4,891	0.87	42	4,852	0.81	4,852	0.81	4,845	0.79
	時 間 額	613	0.82	5	607	0.83	607	0.83	606	0.83
13	日 額	4,926	0.72	35	4,885	0.68	4,885	0.68	4,878	0.68
	時 間 額	618	0.81	5	611	0.66	611	0.66	610	0.66
14	日 額	廃止	—		廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時 間 額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時 間 額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時 間 額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時 間 額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時 間 額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時 間 額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時 間 額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時 間 額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時 間 額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時 間 額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時 間 額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時 間 額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84
26	時 間 額	702	2.33	16	679	1.95	680	2.10	677	1.96
27	時 間 額	719	2.42	17	695	2.36	696	2.35	693	2.36
28	時 間 額	742	3.20	23	716	3.02	717	3.02	715	3.17
29	時 間 額	766	3.23	24	740	3.35	739	3.07	737	3.08
30	時 間 額	792	3.39	26	766	3.51	764	3.38	762	3.39
R元	時 間 額	818	3.28	26	793	3.52	790	3.40	790	3.67
R2	時 間 額	820	0.24	2	796	0.38	793	0.38	792	0.25

\* 発効年月日は、平成4年度の徳島のみが10月2日、その他は平成18年度までは各県とも10月1日である。

平成19年度は、徳島、香川が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。

平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。

平成21年度は、各県とも10月1日である。

平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。

平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。

平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。

平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。

平成26年度は、徳島、香川が10月12日、愛媛が10月26日である。

平成27年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月18日である。

平成28年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月16日である。

平成29年度は、徳島が10月5日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月13日である。

平成30年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。

令和元年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。

令和2年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月3日である。

守ってね！最低賃金。



パート、アルバイトの方、学生さんも  
すべてのひとに適用されます。  
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

令和2年  
10月1日から  
[時間額]

## 香川県 最低賃金

820 円



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは  
香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

香川労働局ホームページアドレス  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-rooudoukyoku/>

# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。



## 確認の方法は？

（※1）  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

#### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{c|c} \text{時間給} & \leq \\ \hline \text{円} & \end{array}$$
$$\begin{array}{c|c} \text{最低賃金額(時間額)} & \\ \hline \text{円} & \end{array}$$

#### 2 日給の場合

$$\begin{array}{c|c|c|c} \text{日給} & \div & 1\text{日の平均所定労働時間} & = \\ \hline \text{円} & & \text{時間} & \end{array}$$
$$\begin{array}{c|c|c|c} \text{時間額} & & & \leq \\ \hline \text{円} & & & \end{array}$$
$$\begin{array}{c|c} \text{最低賃金額(時間額)} & \\ \hline \text{円} & \end{array}$$

#### 3 月給の場合

$$\begin{array}{c|c|c|c} \text{月給} & \div & 1\text{ヶ月の平均所定労働時間} & = \\ \hline \text{円} & & \text{時間} & \end{array}$$
$$\begin{array}{c|c|c|c} \text{時間額} & & & \leq \\ \hline \text{円} & & & \end{array}$$
$$\begin{array}{c|c} \text{最低賃金額(時間額)} & \\ \hline \text{円} & \end{array}$$

#### 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対する支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対する支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしまょ！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善  
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを  
支援する助成金を  
積極的に  
利用しましょう。



専門家による無料相談を  
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

守  
つ  
てね！ 最  
低  
賃  
金。

自分の最低賃金、  
ちゃんと調べようね。

資料No.9

## 地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

都道府県名	最低賃金額の引上げ幅内	都道府県名	最低賃金額の引上げ幅内	都道府県名	最低賃金額の引上げ幅内
北海道	861 (861)	—	岐阜県 10月30	滋 壬	868 (866)
青 森	793 (790)	3	9月26 10月30	京 都	909 (909)
岩 手	793 (790)	3	9月26 10月30	大 阪	954 (964)
宮 城	825 (824)	1	9月26 10月30	兵 府	910 (899)
秋 田	792 (790)	2	9月26 10月10	赤 岡	838 (837)
山 形	793 (790)	3	9月26 10月30	和 歌 山	831 (830)
福 島	800 (798)	2	9月26 10月30	鳥 取	792 (790)
茨 城	851 (849)	2	9月26 10月10	島 根	792 (790)
栃 木	854 (853)	1	9月26 10月10	岡 山	834 (833)
群 馬	837 (835)	2	9月26 10月30	広 島	871 (871)
埼 玉	928 (926)	2	9月26 10月10	山 口	829 (829)
千 葉	925 (921)	2	9月26 10月10	徳 島	796 (793)
東 京	1,013 (1,013)	—	9月26 10月10	香 川	820 (818)
神 奈 川	1,012 (1,011)	1	9月26 10月10	愛 媛	793 (790)
新 潟	831 (830)	1	9月26 10月10	高 知	792 (790)
富 山	849 (848)	1	9月26 10月10	福 岡	842 (841)
石 川	833 (832)	1	9月26 10月7日	佐 賀	792 (790)
福 井	830 (829)	1	9月26 10月8日	長 岡	793 (790)
山 駒	836 (837)	1	9月26 10月8日	熊 本	793 (790)
長 野	849 (848)	1	9月26 10月10	大 分	792 (790)
岐 長	852 (851)	1	9月26 10月10	宮 崎	793 (790)
静 間	885 (885)	—	9月26 10月10	鹿児島	793 (790)
愛 知	927 (926)	1	9月26 10月10	沖 鵬	792 (790)
三 重	874 (873)	1	9月26 10月10	全国加盟店平均	902 (901)

最低賃金には「地域別最低賃金」と  
「特定最低賃金」があります。

**地域別最低賃金**

すべての労働者が適用する者

特定期間が地域別最低賃金よりも金額が低い場合に適用されます。  
定められた特定産業について規定されています。  
例えは、228件の業種など。

**内容**

最低賃金が地域別最低賃金よりも金額が低い場合に適用され、それをもとに必要な賃金を支払う制度です。  
適用される最低賃金によっては、年始は9月1日。  
現在、全国で228の特定期間が定められています。

**適用される者**

特定地域内の特定期間の労働者に適用されます。  
(1)他の地域では5年以上の期間で労働活動中の人。  
(2)他の地域に特別な理由で5年以上の期間で労働活動する人。  
(3)他の地域に特別な理由で5年以上の期間で労働活動する人。(4)他の地域に特別な理由で5年以上の期間で労働活動する人。

**特定期間の詳細は「[Wikipedia](#)」**

派遣労働者の最低賃金は?

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、  
派遣先の最低賃金が保障されます。

派遣先の事業場が別の経営所領にある際

派遣先の事業場に付定最低賃金が適用されている際

**派遣元**

最低賃金  
928円

**派遣先**

最低賃金  
909円

**派遣元**

最低賃金  
1,013円



厚生労働省  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku00\\_00001.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku00_00001.html)

雇用上でも、働く上でも、最低限のルール。  
パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。  
雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省

厚生労働省</



## 最低賃金の確認の方法は？ 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう。

最低賃金との比較方法			
あなたの賃金と比較する最低賃金を計算する手順を記入してみて下さい。」			
<b>1 時給の場合</b>	時給	月	最低賃金額（時間額）
165,000円	4,000円	160,000円	160,000円
この手順は時間額を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。			
<b>2 日給の場合</b>	日給	月給	最低賃金額（時間額）
160,000円	4,000円	160,000円	160,000円
この手順は日給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。			
<b>3 月給の場合</b>	月給	月給	最低賃金額（時間額）
5,000円	5,000円	625円	625円
この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。			
<b>4 上記①②③が組み合わせている場合</b>	時給	月給	最低賃金額（時間額）
625円	150円	275円	625円
この手順は時給が日給で、月給が月給で組み合った場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。			

使い分けみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみやしい場所に貼り付ける必要があります。

## 中小企業事業者の皆さんへ 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金			
「業務改善助成金」は、生産性を向上させ るため、低い賃金（最低賃金）の 効率化による効率化を行なうための助成金です。 扶養料金などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。			
業務改善事例	ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化		
会員登録   所在地：新潟県 佐渡島	月収   弁当屋の労働時間が多岐に亘り作業を行っていたため、 業種が多岐に亘り作業を行っていた。そこで、ベルトコンベアを導入した。 結果、業種が多岐に亘り作業を行っていたため、 4種類の容器の中身を順番に運んでいたが、「混同に難航、 詰めの工具」の効率化が図られ、仕入れリスクが軽減。		
効率化の結果	20人の従業員の時間給（従業員内最低賃金）を30円引き上げた。 さらに、従業員内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。		

働くすべての人々に、  
**賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。**  
年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。

**最低賃金額以上を  
支払わないこと…**  
最低賃金額が適用された場合に、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。ただし、賃に相当する報酬を支給する場合は、それには最低賃金額以上の報酬を支給する必要があります。そのため、最低賃金額以上の賃金を支給する場合には、最低（10万円以下）が定められています。

専門家による無料相談を実施しています。  
専門家は、二つ：「[専門家による無料相談センター](#)」  
「[専門家による無料相談センター](#)」  
日本政府公認では、専門家による相談の上に限り相談料金の負担を行ないます。詳しくは、[こちら](#)。  
専門家が専門知識の普及活動を行なっています。

専門家による無料相談から「働き方改革専門家センター」に  
お気軽にお問い合わせください。  
働き方改革  
専門家による  
無料相談

<b>事例1 ●●●で働く人々との場合（月給の考え方）</b>	<b>事例2 ▲▲▲で働く場合（日給の考え方）</b>
① 165,000円の時給×160,000円	160,000円の時給×160,000円
この手順は時間額を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は時間額を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
② 160,000円÷4ヶ月=40,000円	160,000円÷160時間=1,000円
この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
③ 5,000円÷1日=50円	5,000円÷8時間=625円
この手順は日給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は日給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
④ 24,000円÷1ヶ月=2,000円	24,000円÷160時間=150円
この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
⑤ 625円×150円=93,750円	625円×8時間=5,000円
この手順は時給が日給で、月給が月給で組み合った場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は時給が日給で、月給が月給で組み合った場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。

<b>事例1 ●●●で働く人々との場合（月給の考え方）</b>	<b>事例2 ▲▲▲で働く場合（日給の考え方）</b>
① 165,000円の時給×160,000円	160,000円の時給×160,000円
この手順は時間額を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は時間額を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
② 160,000円÷4ヶ月=40,000円	160,000円÷160時間=1,000円
この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
③ 5,000円÷1日=50円	5,000円÷8時間=625円
この手順は日給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は日給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
④ 24,000円÷1ヶ月=2,000円	24,000円÷160時間=150円
この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は月給を算出する場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。
⑤ 625円×150円=93,750円	625円×8時間=5,000円
この手順は時給が日給で、月給が月給で組み合った場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。	この手順は時給が日給で、月給が月給で組み合った場合に、最低賃金額を比較する場合です。 つまり、支給額を算出する場合です。

## 最低賃金制度って何？



働くすべての人々に、  
**賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。**

**成果** 20人の従業員の時間給（従業員内最低賃金）を30円引き上げた。  
さらに、従業員内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。

専門家による無料相談を実施しています。  
専門家は、二つ：「[専門家による無料相談センター](#)」  
「[専門家による無料相談センター](#)」  
日本政府公認では、専門家による相談の上に限り相談料金の負担を行ないます。詳しくは、[こちら](#)。  
専門家が専門知識の普及活動を行なっています。

専門家による無料相談から「働き方改革専門家センター」に  
お気軽にお問い合わせください。  
働き方改革  
専門家による  
無料相談

## Press Release

香川労働局発表  
令和2年11月10日

担当	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長 松尾 武司 室長補佐 植田 泰明 【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-rooudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-rooudoukyoku/</a>
当	

### 香川県の特定最低賃金の改正決定(発効)について

令和2年度香川県の特定最低賃金について、香川労働局長（局長 本間 ほんま ゆきてる 之輝）が下表のとおり改正決定し、令和2年11月10日までに順次官報に掲載して公示を行い、令和2年12月15日付けで発効することとなりましたので、公表します。

香川県の特定最低賃金	時間額	引上げ	効力発生日
冷凍調理食品製造業最低賃金	<b>821円</b>	2円 (0.24%)	令和2年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	<b>943円</b>	3円 (0.32%)	令和2年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	<b>956円</b>	3円 (0.31%)	令和2年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	<b>886円</b>	3円 (0.34%)	令和2年12月15日

※全業種に適用のある香川県最低賃金は、時間額 820 円(令和2年 10 月 1 日発効)です。

これら4業種（「冷凍調理食品製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」）については、令和2年10月9日までに香川地方最低賃金審議会（会長 柴田 しばた じゅんこ 氏）より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき、従来の最低賃金額を引き上げることとしたものです。

香川労働局においては、今後、地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を訪問、または文書送付等により改正後の最低賃金額を広く周知し、最低賃金の履行確保に万全を期すこととしています。

なお、香川県下における4業種の特定最低賃金適用労働者数は、約16,700人です。

## 香川県の特定最低賃金及び適用を受ける労働者数

特定最低賃金の適用を受ける基幹労働者数は下表のとおりです。

香川県の特定最低賃金	適用を受ける基幹労働者数
冷凍調理食品製造業最低賃金	約 1,990 名
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	約 6,050 名
船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金	約 3,580 名
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	約 5,060 名

なお、それぞれの産業について特定最低賃金の適用が除外される労働者の範囲が以下のとおり定められており、特定最低賃金の適用が除外される労働者には香川県最低賃金(時間額820円)が適用されることになります。

### ○香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

#### 適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
  - ロ 手作業による原料の前処理の業務
  - ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

### ○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

#### 適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

### ○香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

#### 適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

### ○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

#### 適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

# 守ってね！最低賃金

## 香川県の最低賃金

### ◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	820円	令和2年10月1日

### ◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	821円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和2年12月15日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く)	943円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金	956円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和2年12月15日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	886円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和2年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

#### 【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946  
・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244  
・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196